

西宮市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産後の心身の不調または育児不安等があり、育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援し、児童虐待の未然防止を目的として実施する西宮市産後ケア事業（以下、「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。

(対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、西宮市内に住所を有する概ね産後4か月までの養育者と乳児であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、医療行為の必要な者は除く。

- (1) 産後の心身の不調又は育児不安等がある者
- (2) その他特に支援が必要と認められる者

(事業内容)

第4条 本事業は、前条に規定する養育者に対し、必要とするサービスについて次の号に掲げるサービスを実施するものとする。

- (1) アウトリーチ型 訪問型のサービスにより母体の心身のケアや乳児のケア等きめ細かい支援を実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

(実施方法)

第5条 本事業は次に定めるところにより実施する。

- (1) 産後ケア事業の内容は、母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導、母親の心理的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア（乳房マッサージ含む）、育児の手技についての具体的な指導及び相談、生活の相談・支援
- (2) 訪問指導事業は、助産師等によって行う。
- (3) 実施日は対象者と事前に調整して決定する。実施場所は自宅もしくは市内里帰り先とする。

(利用回数及び期間)

第6条 訪問は、原則として4回とする。ただし、特に必要と認められる場合、利用者の申請により通算7回を限度として延長することができる。利用期間は概ね産後4か月までとする。

(利用の申請)

第7条 本事業を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、西宮市産後ケア事業利用申請書（様式1号）を市長に提出しなければならない。本事業の申請は、産後4か月未満とする。

- 2 生活保護法の規定による被保護世帯（以下、「生活保護世帯」という。）及び当該年度（4月及び5月に利用する場合は前年度）の市民税が非課税世帯（以下、「市民税非課税世帯」という。）については、それを証する書類を提出しなければならない。ただし、市長が市民税課税額等を確認することに申請者が同意した場合は、書類の添付を省略することができる。

(利用承認及び通知)

第8条 市長は、申請を受理したときには速やかに利用の可否を決定し、要件を満たしていると認めるときは、産後ケア事業利用決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。延長利用申請については、産後ケア事業延長利用決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。また、不承認と決定したときは、速やかにその理由を付して、産後ケア事業結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(自己負担額)

第9条 利用者は、当該サービスに要する費用の一部を負担しなければならない。負担する費用は、母子の属する世帯の所得に応じ算出する。

- (1) 生活保護世帯、市民税非課税世帯：無料
- (2) 上記以外：2,000 円

(変更の申請等)

第 10 条 第 8 条の規定により、利用者は、申請した事項の氏名・住所・課税区分に変更が生じた場合は、速やかに地域保健課に連絡し、申請書を市長に提出しなければならない。利用者の申請により課税区分の変更等を行い、産後ケア事業利用変更決定通知書（様式 5 号）により申請者に通知する。

(事後措置)

第 11 条 訪問指導の結果、必要に応じて継続支援及び関係機関と連携を取ることをとする。
2 本事業を終了後、産後ケア事業利用終了通知書（様式 6 号）により産後ケア実利用回数、利用金額を付して利用者に通知する。

(記録の整備及び秘密の保持)

第 12 条 本事業に従事する者は、氏名、性別、年齢、住所、世帯構成、訪問指導結果等を記録する。

(個人情報保護)

第 13 条 本事業に従事する者は、西宮市個人情報保護条例（平成 15 年西宮市条例第 24 号）を遵守するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。